

## 「過去からの物語」シリーズIX

### 「過去に埋れて：1900年代初頭～シャム王国のケース」

麻薬・覚せい剤乱用防止センター理事 前国連薬物・犯罪事務所(UNODC)事務局長特別顧問  
元UNODC東アジア・太平洋地域センター代表 元国際麻薬統制委員会(INCB)事務局次長

藤野 彰

1923年3月14日付け「バンコク・タイムズ (Bangkok Times)」紙編集長あての一市民の手紙

「拝啓、阿片条約の締約国としてシャム王国は阿片密売の漸進的な禁止を誓約したにもかかわらず、遺憾なことにこの国はむしろ販売を助長しています。事実は次の通りです。3月31日を以って終了する1923年度(タイ暦2465年)において、バンコクには(プラナコーン地区とトンプリ地区)96のアヘン店舗があるのみでしたが、1923年4月1日から始まる来年度(タイ暦2466年)では107店舗となり、一日の消費量も300テール<sup>1</sup>引き上げられます。さらに、他の全ての県においては、次のシャム暦年から約10パーセント、一日の消費量が700テール増加されます。犯罪増加の問題を別としても、この国の面目を損なうことになるこの様な緩和措置を阿片当局の役人が実施するのを、何ゆえに王国の上級当局が許しているのか、困惑するところです。私の名刺を同封します。敬具。  
一市民より。」



写真提供：タイ政府麻薬取締局

1900年代初頭、当時は「シャム」と呼ばれていたタイ王国は、アヘンの非合法な生産、密輸、乱用の問題に対処するにあたって、様々な問題に直面していた。「バンコク・タイムズ」紙は十日後にこう書いている。「シャム王国は赤十字会議において、アヘンに関して公約した方針を

1 現在のバンコクは当時このふたつの県に分かれていた。  
2 テール (Tael) とは東アジアで使われる重量単位で、300テールは11キロ余りになる。この記事からは全体でいくらになったか明らかではないが、増量分がこれほどになるのであれば、一店舗が一日に販売できる阿片量を指していると思われる。

達成することについては、現時点ではこれ以上のことをする用意がない、と率直に述べている。理由は三つであった。(a) 自立した財政基盤がないため、アヘン歳入に代わる歳入を確保するに無力であること、(b) 他国からのアヘン密輸があるために、国内で禁止する意味がなくなること、及び(c) 治外法権があるために、非合法的な販売を外国人が牛耳ろうとしていること<sup>3)</sup>。

この件につき、英国公使館は本国に送った機密書簡で、「バンコク・タイムズ」紙編集長宛の手紙に言及しつつ、次のようにタイ国内の状況を批判している。「同封の一市民と署名のある手紙、および3月24日付バンコク・タイムズ紙の社説からすると、当局による歳入を増やそうとするための意図的な共謀があると思われ、裁判所の無思慮さが法の歪曲を黙認している限り、どのように腐敗した歳入源であろうとも、それが利用されないわけではないであろう」<sup>4)</sup>

当時のアヘンケシ栽培の存在について、ある英国外交官によるフィールド・レポートはこう述べる。

「本領事館の所掌する西部地区への視察報告」で、…本官は北部シャムにおけるアヘン(ケシ)栽培と北部シャム当局のアヘン問題に対する姿勢について閣下の注意を喚起する光栄に浴した。…これに関連して、バンコクで昨年12月に開かれた赤十字会議においてシャム王国代表ピア・チンダ・ピロム氏によってなされたスピーチが興味深い。…ピア・チンダ氏はその発言で、シャムはアヘン生産国ではないと述べた。しかしながら、北部シャムの辺鄙な土地の多くでアヘンが作られていることは公然と知られていることである。」<sup>5)</sup>

「視察旅行の間、多くの地域で、特にシャン族またはカレン族であったが、その界限でアヘン(ケシ)が栽培されているとの情報を得た。通常、山岳地域の開拓地でムスー族、ヤオ族、時にカレン族などの山岳民族によって栽培されており、ほとんどの場合、地方当局がケシの栽培

を知っていることに疑いの余地はない。」



同時期の中国における反アヘンポスター

この手紙はさらに続けてこの様な所見を述べる。「例えば、ある時ムアン・パイからそう遠くないところの幹線道路を通った際に、ムスー族の村の近くでかなり広範囲にわたる開拓地を見たので、道中で従者の中に入ったシャン族の男に何が栽培されているのかを聞いてみた。彼の答えは、販売するためにムスー族が作っているアヘンだということであった。ムスー族は当局を恐れてはいないのかという私の問いに、彼らは警察を怖がってなどいない、警察の方が恐れているのだ、と答えた。」

もうひとつの問題、前記の赤十字会議において言及された「治外法権」に関して、ひとつの動きがあった。英国政府がシャム王国政府に「列強

3 1923年3月24日付「バンコク・タイムズ」紙より抜粋。

4 英国公使館より本国外務省宛1923年4月13日付け機密書簡、F1477/421/87、英国外務省ファイルFO371/9247 63344、no.240、英国公文書館。

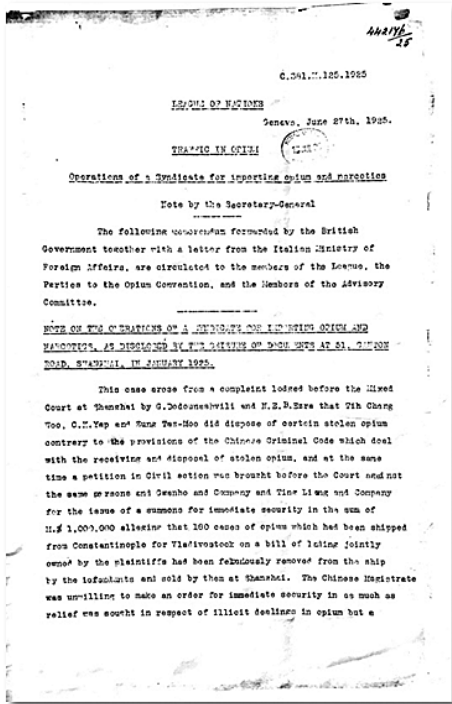
5 在チェンマイ英国領事代行より英国公使館宛1923年3月30日付け機密書簡、前掲英国外務省ファイル、no.243。

6 通常「ラフ族」と称される山岳民族で、当時タイにおいては「ムスー族」と呼ばれた部族と思われる。

のいくつかの国が享受する治外法権が、阿片条約の履行を妨げている程度とその種類、わけても阿片吸引者の登録に関連して<sup>7</sup>問い合わせをしている<sup>8</sup>。

当時、シャム王国外務大臣であったテワウォン（ワローパカーン）殿下は、その返答でこう答えた。

「シャム王国において現在治外法権を行使している列強の全ては、直接締約国となるか、国際連盟の加盟国であることによって間接的に、1912年のアヘン条約の当事国である。従って、国際条約上の義務履行のために我が政府により発布されたいかなる法律も、列強の国々の領事裁判所によって受諾されるべきものである。しかるに、国によっては、シャムのある一定の法律を適用する義務はあったとしても、発布される法律のうち、特定の法を受け入れる義務はないと考えることもあり得る。私としては、その様な見解が主張されることはあり得ず、シャムのアヘン法令がすべての公使館によって受諾され、その領事裁判所において適用されることを確信している<sup>8</sup>。



麻薬シンジケートについての国際連盟文書

外務大臣はさらに、その確固たる立場を表明する。

「加えて、国際条約と国際連盟によって列強諸国に課された義務に関連

して、アヘンは全ての治外法権を付与したもとの条約からは留保の対象であり（治外法権は外される）、我が政府はその法令を、治外法権を有する列強諸国の国民に対して適用するに当たり、列強の受諾を待つ義務はないことを、私は常々主張してきた。この立場はしかし、抵抗を受けなかったわけではない。そして、シャムの法令を犯す外国籍の者達が自国の領事裁判のみに服すべきとするならば、シャムの立場は事実上押し切られてしまうことになる。」

テワウォン殿下は、この1923年に外務大臣として任命されたばかりであった。外務大臣はその書簡をこう述べて締めくくった。「このことは、治外法権の廃止を意味する。それがもし私がそうあるべきだと考える様に全廃とならないとしても、少なくとも、シャムがその国際条約上の義務履行を可能にさせるために必要な限りにおいては治外法権への制限をかけるべきである。」

テワウォン殿下のタイ外交部における長年の、多岐にわたる功績に対し、後に王国外務省は「タイ外交の父」という称号を与えた。

1900年代初頭、不法なケシ栽培とアヘン生産に対処するにあたってタイ政府が直面した状況は多岐にわたり、それは時に、麻薬規制の問題を超える外交上の困難さでもあった。その後、今日にまで至る絶え間ない努力により、タイは非合法なケシ栽培を実質的に終了させた最初の国となった。

ここで、一世紀余り前のタイにおける麻薬規制の状況を仔細に眺めれば、三種の問題を抱えていたことがわかる。ひとつは国外からの麻薬

7 英国公使館より英国外務省宛1923年4月13日付け機密書ref.F1477/421/87c、英国外務省ファイルFO371/9247 63344、英国公文書館。

8 外務大臣テワウォン（ワローパカーン）殿下より英国公使館宛1923年4月10日付け書簡、英国外務省ファイルFO371/9247 63344、英国公文書館。

(アヘン) 密輸であり、ふたつめは国内での販売と使用に関する問題、そして、ケシの不法栽培であった。加えて、外交問題の範疇である治外法権がもたらした困難さもこれらに絡んでいた。

治外法権と密輸の問題から触れると、明治維新後の日本が列強諸国と結んでいた不平等条約に似た問題をタイも抱えていた様である。アヘン条約の義務を果たすべく当時のタイ政府が発布した法令も、利権を漁ろうとする外国籍の人物らによって密輸や販売ルートを生耳られ、治外法権があることによってタイの法令が適用されないということになると、国際条約による麻薬規制の基盤が根底から覆されることになる。そしてこの外国籍の人物らによる不法行為は、すでに国際的な組織犯罪の関与を思わせる。

このような状況下で、タイ国外務省は断固とした姿勢を貫いた様子がかがえる。そもそも、いつの時代でも、どのような物が対象であれ、密輸を企てる犯罪組織は、抜け穴を見つけようとする。そして、規制の弱い国がその抜け穴になるのだ。これは今日でも全く同じである。近年、世界の国々の中には、規制を弱めようとする動きを見せるところがある。例えば、大麻の合法化なるものである。その弱まった規制の場所が抜け穴になることは、歴史の示すところであり、沢山の事例がある。そして歴史は繰り返すのだ。

いわゆる「合法化」議論の中には、人体や精神への影響を検証するのではなく、例えば「犯罪組織が莫大な不法収益をあげているのだから、代わりに国が限定販売をすればそれを防ぐことができる」という意見がある。しかし、そもそも医療用以外に使えば身体・精神的依存を生じさせるものを、それ以外の目的で国家が国民に供与してはならないのであり、規制を緩めれば、歴史の示す通り、犯罪組織は新たな市場を作り出し、新しい買手を見つけることになる。麻薬は規制されているから危ないのではない。危ないから規制されている。ただ規制を外すことで、結

局誰の為にもなりはしないのだ。犯罪組織を潤すことを除いては。

閑話休題、タイ国内における当時のアヘン販売と使用については、先に挙げた投書にある様に、歳入を確保しなければならぬとの当局の思惑が見え隠れする。それについても思い起こされるのは、国際捜査において、ある税関当局者の発言である。その税関当局

は国境を超えた麻薬密輸事件の摘発に功績があったのであるが、関税徴収という本来の任務が出来なかったことで、歳入が減ったことを嘆いた。

ここで我々は思い起こさねばならない。不法な麻薬の供給によって引き起こされる需要(乱用)というものがあり(例えば阿片戦争の時代がそうであった)、乱用による需要が増えれば、供給が増えるということ。麻薬乱用に関する需要・供給の「双方」に対処することが不可欠であるのは、一世紀以上に既に分かっていた。

さらにタイにおけるケシの不法栽培のその後についても、触れて置かなければならない。「黄金の三角地帯」と呼ばれた、タイ・ラオス・ミャンマーの国境が交差する辺りの山岳地帯で、アヘンを作るためのケシが山岳民族によって栽培されて来た。しかしながら、儲けていたのは彼らではなく、採取されたアヘンを密輸する連中であつた。一般の農民自体が貧しく、山岳民族の農民たちはさらに貧しかったのであり、ただかろうじて食べていくため、やむなくケシの栽培に従事していたのみであつた。従つて、合法的に生計を立てる道が他にありさえすれば、不法なケシ栽培などに手をつけなくて良かった。

タイ政府は、第二次世界大戦後、国連とも協力しながら、山岳地帯の



アヘン・ケシ 筆者撮影

農民のために、持続可能な「代替開発」を徐々に進めて来た。新たな産品の生産・製造と、その市場を確保し、農民たち自身で維持できる様に務めて来た。その過程で、今は亡き、前国王陛下と王太后陛下の尽力も極めて大きい。「国王プロジェクト」はチェンマイを拠点とし、王太后陛下はご自分の存在が役に立つところへと、チェンライからそう遠くない、ミャンマーとの国境近くに位置するドイ・トゥン村に居を構えられ、「メー・ファールアン」財団が設立されて新規プロジェクトも始まった。山岳民族を助けケシの不法栽培を減少することに、それぞれ際立った効果を上げて来た。

そして今日においては、壮大な試行錯誤とタイ国内の当事者、さらには国際的支援によって、タイではケシの不法栽培はほとんど無くなった。しかしそれは、また別の話だ。稿を改めて語るべき「現代の」物語である。

本稿では、かつてシャムと呼ばれたタイの事例を取り上げたが、それほどの側面においても一国の国内問題に限られず、国際問題の一部であった。100年後の今日も同様である。これまで我々の先人達が懸命の努力で積み重ねて来た土台を崩して、負の歴史が繰り返されることがあってはならない。

## ●トピックス 「第五次薬物乱用防止五ヵ年戦略」(概要)

「第五次薬物乱用防止五ヵ年戦略」(概要)		
※平成30年9月薬物乱用対策推進会議決定		
<b>戦略策定に向けた3つの視点</b>		
・国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策	・未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応	・関係機関との連携を通じた乱用防止対策
<b>5つの目標</b>		
<b>目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止</b>		
<b>&lt;学校における薬物乱用防止教育&gt;</b> ○関係機関が連携した薬物乱用防止教室の充実 ○指導者に対する研修会等による資質向上	<b>&lt;関係機関等との連携、海外渡航者への広報&gt;</b> ○関係機関・団体と連携した広報・啓発活動 ○大麻を原材料とする食品の持ち帰りの注意喚起	<b>&lt;広報・啓発の強化&gt;</b> ○科学的知見を広報・啓発資料へ反映 ○危険性等を強く印象付けられる画像等の利用
<b>目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止</b>		
<b>&lt;医療提供体制の強化&gt;</b> ○認知行動療法等の専門医療機関の充実 ○薬物依存症治療の従事者への研修	<b>&lt;社会復帰のための指導・支援&gt;</b> ○刑事司法関係機関等による指導・支援の推進 ○依存症相談員を配置した相談拠点の設置	<b>&lt;研究の推進&gt;</b> ○薬物乱用実態の研究の推進 ○治療回復プログラム等の効果検証
<b>目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止</b>		
<b>&lt;捜査基盤の整備と連携強化&gt;</b> ○薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化 ○合同捜査・共同摘発の推進	<b>&lt;巧妙化潜在化する密売事犯等への対応&gt;</b> ○サイバーパトロール等による情報収集強化 ○向精神薬悪用事例等への対応	<b>&lt;未規制物質等の情報収集と迅速な規制&gt;</b> ○高度な鑑定、毒性評価、鑑定手法の研究・導入 ○関係機関間での迅速な情報共有
<b>目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止</b>		
<b>&lt;密輸等の情報収集・取締体制の強化&gt;</b> ○国内外関係機関と連携した早期の情報入手 ○取締りに必要な資機材の整備	<b>&lt;水際と国内の関係機関が連携した取締の徹底&gt;</b> ○コントロール・デリバリー捜査の活用 ○合同捜査・共同摘発の推進	<b>&lt;訪日外国人に対する広報啓発&gt;</b> ○多言語での発信による広報・啓発強化 ○国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発
<b>目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止</b>		
<b>&lt;各国・地域の薬物乱用実態等の把握&gt;</b> ○インターネット対策等捜査手法に係る情報収集 ○国際機関を通じた乱用薬物の情報収集	<b>&lt;国際的な取締体制の構築&gt;</b> ○国際捜査共助・逃亡犯罪人引渡等の活用 ○職員の派遣等を通じた協力体制の構築	<b>&lt;国際会議・国際枠組への積極的な参画&gt;</b> ○アジア地域での薬物対策の協議及び知見の共有 ○国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携
※項目は主なものを記載		

(厚生労働省公表資料)